

令和 7 年度農地中間管理事業推進方針

令和 7 年 4 月
埼玉県農地中間管理事業推進会議

1 趣 旨

本県では、平成 26 年 3 月に公益社団法人埼玉県農林公社（以下「農林公社」という。）を農地中間管理機構に指定するとともに、同年 9 月に埼玉県農地中間管理事業推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、県、農林公社、一般社団法人埼玉県農業会議（以下「農業会議」という。）、埼玉県農業協同組合中央会（以下「J A 中央会」という。）、埼玉県土地改良事業団体連合会（以下「土地連」という。）、市町村、農業委員会、農業協同組合（以下、「J A」という。）、土地改良区等の関係機関・団体が連携して農地中間管理事業に取り組んでいる。

令和 5 年の農業経営基盤強化促進法等の一部改正（以下「法改正」という。）により、市町村の各地域において目標地図（一筆毎に将来の耕作者を明確化した地図）を含む地域計画（地域の農業・農地利用のマスタープラン）が策定された。農地中間管理事業では、地域計画の実現に向けて、関係機関・団体や農業委員・農地利用最適化推進委員が連携を図りながら、将来にわたって農業を担う耕作者（受け手）への農用地の集積・集約化を進めていくこととなった。

特に、ほ場整備と連動した事業展開や機構集積協力金、遊休農地解消関連施策の活用など、地域全体での取組により担い手への農用地の集積・集約化を一層進めている。

これらの活動を円滑に実施するため、当方針では推進方法及び役割分担など基本的事項を定めるものである。

2 目 標

令和 7 年度における農地中間管理事業の取組目標は、2, 6 0 0 ヘクタールとし、うち新規集積面積を 1, 1 0 0 ヘクタールとする。

3 推進体制

県は、農地中間管理事業の推進を円滑に行うため、以下のとおり推進会議を設置する。

（1）本庁会議

本庁会議は、県（農林部長、副部長、農林部関係課長、農林振興センター（以下「センター」という。）所長等）、農林公社、農業会議、J A 中央会、土地連で構成し、事務局を農業ビジネス支援課が所掌する。

県（本庁）は、当会議を年間４回程度開催し、センター毎の進捗管理を行うほか、必要な指導、助言を行う。また、事業推進の方向性や優良事例の紹介などの情報共有を図り、県内へのより一層の農地中間管理事業の展開に係る支援を行う。

（２）地域会議

地域会議は、センター（管理部、農業支援部、農村整備部）、農林公社（コーディネーター）、管内市町村（農政担当課）、農業委員会、ＪＡ、土地改良区等の関係機関・団体で構成し、事務局をセンター管理部が所掌する。

地域会議においては、地域計画の策定された地域に加えて、以下の点を踏まえて重点的に農地中間管理事業を推進する地区（以下「重点推進地区」という。）を設定し、地域全体での取組を推進する。

- ・ 基盤整備との一体的な取組
 - …担い手への農用地の集積・集約化を図るため、基盤整備が必要な地区
- ・ 農用地利用の効率化
 - …担い手ごとに農用地を集約化し、効率・効果的な農業経営の実現が必要な地区
- ・ 担い手の不足や高齢化への対応
 - …地域で課題を抱え、その解消に向けた機運の高い地区

重点推進地区での取組に当たっては、県を中心に、市町村、農業委員会、農林公社、ＪＡ、土地改良区等の役割分担を明確化し、関係機関・団体が一体となって農地中間管理事業を推進する。

また、地域会議においては、優良事例の紹介などの情報共有を図るとともに、取組状況の進捗管理を行い、課題の把握や解決策の検討を行う。

４ 重点的に取り組む事項

（１）地域計画の実現に向けた取組との連動

地域計画を策定し、公告した区域においては、目標地図の実現に向けて農地中間管理事業を重点的に実施することとなることから、市町村は、農業者、農地所有者の代表者、農業委員会、農林公社、ＪＡ、土地改良区、県等と協議を重ね、実効性のある目標地図の実現を目指す。

また、同区域においては、目標地図の実現に向けて地域全体で農用地の利用関係を再構築する手法である農地中間管理事業の活用が基本となることを、市町村等から農用地の所有者・耕作者に説明し、法改正を新たな契機として農地中間管理事業へのより一層の理解を図る。

- ア 市町村は、上記の取組と連動して農地中間管理事業を推進するとともに、機構集積協力金やほ場整備などの補助事業の活用を一体的に推進し、特に担い手への農用地の集積・集約化の加速化を図る。また、市町村が定める農用地利用集積計画に基づく農用地の貸借（利用権設定等促進事業）で終期を迎えるものについては、農業委員会等と連携し、着実に農地中間管理事業への貸借に結びつけるよう努める。
- イ 農業委員会は、目標地図の実現のための農用地の所有者・耕作者に対する利用意向の把握活動と併せて、農地中間管理事業による農用地の権利設定を推進する。
- ウ 県（本庁）は、農林公社、農業会議、J A中央会、土地連と共に組織した地域計画策定支援チーム（本庁支援チーム）の主体となって、市町村が実施する地域計画の策定に向けた取組を、センターを通じて市町村が抱える課題に対して支援する。
- エ センターは、センター内に地域計画実現等総合支援チームを設置し、農林公社のコーディネーター等と共に、市町村が実施する地域計画の実現に向けた取組について総合的に支援する。

また、重点的に支援するモデル地区を設定し、その地区が抱える課題の把握や地域計画の実現に必要な情報提供などにより、市町村を支援し、他地区への水平展開に誘導する。

- オ 農林公社は、市町村等と連携して地域計画の実現に向けて、過去の借受希望の公募結果やコーディネーターが把握する地域外の受け手情報を提供するなど、（削除）農地中間管理事業による権利設定を前提とした取組を推進する。

（２）ほ場整備事業と連動した農地中間管理事業の推進

センター及び市町村は、農林公社と連携し、ほ場整備事業（経営体育成型（含む機構関連）・埼玉型）及び農地中間管理機構農地耕作条件改善事業（以下「機構営農地耕作条件改善事業」という。）などの事業計画策定段階から農地中間管理事業との一体的な事業推進を図る。

その際、センター、市町村、農業委員会、土地改良区、J A、農林公社等の関係機関・団体は、両事業が一体的に進められるよう情報共有を定期的を実施する。

また、すでにほ場整備が実施されている地域においても、センター及び市町村等の関係機関・団体は、農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の集積・集約化に向けた取組を積極的に実施する。

なお、農林公社は、農地中間管理事業と機構営農地耕作条件改善事業の一体的な活用を進めることで、担い手への農用地の集積・集約化の促進を図る。

（３）各種補助事業と農地中間管理事業を連動させた推進

県及び市町村は、特に重点推進地区やほ場整備実施予定地区において、農用地の集積・集約化のインセンティブ措置である機構集積協力金を活用し、農地中間管理事業

を推進する。

また、担い手の確保・育成の観点から、積極的に農地利用効率化等支援交付金などの活用を促すとともに農用地の適正な維持管理のため多面的機能支援事業についても併せて推進する。

なお、地域会議の構成員は、各種補助事業の活用について相談があった際には、農地中間管理事業の活用を促す。

（４）担い手の確保・育成と農地中間管理事業を連動させた推進

関係機関・団体は、埼玉県農業経営・就農支援センターにおける経営相談や、認定農業者、新規就農者、企業参入などの支援活動と併せ、農地中間管理事業の活用を推進する。

また、新規就農を支援する明日の農業担い手育成塾においては、研修用農地を確保する場合及び研修修了後の就農に必要な農地を確保する場合には農地中間管理事業の活用を推進する。

（５）農用地の利用集積・集約化を支援する体制の一体化

令和７年度からは、地域計画の策定の有無にかかわらず、市町村が定める農用地利用集積計画に基づく農用地の貸借（削除）（利用権設定等促進事業）はなくなり、機構が定める農用地利用集積等促進計画に基づく農用地の貸借（農地中間管理事業）に統合された。

このため、農林公社と市町村・農業委員会は、（削除）農用地の権利設定に混乱が生じないように、利用権設定等促進事業から農地中間管理事業への円滑な移行を図る。

（６）農用地の集約化に向けた取組の強化

地域計画の実現に向けた取組と連動し、担い手への集積が進んだ地区においては、農用地の集約化の取組を行う地区に対して交付される集約化奨励金の県内先行事例を周知してその活用を促す。

また、農地中間管理事業の再転貸や契約更新の手続と併せて、担い手間の農地交換による分散錯圃の解消及び担い手への農用地の集約化を推進する。

５ 関係機関・団体との連携による農地中間管理事業の推進

「農地バンク５年後見直しを踏まえた関係機関との連携の強化について」（令和元年７月３日付け農林水産省関東農政局経営・事業支援部長通知）及び法改正を踏まえ、行政（県、市町村）、農業委員会系統組織、農業協同組合系統組織、土地改良区、農林公社の５者連携による推進強化を図る。

（１）５者が連携して行う主な取組

ア 地域計画の実現に向けた取組と連動した農地中間管理事業の推進

イ 集落や地域における話し合いへの参加、農家への巡回による事業推進

ウ 広報誌等への掲載などを通じた事業の周知

エ 各種研修会などの開催による先進地域の取組の全県への波及

(2) 関係機関・団体の主な役割

5者は地域の状況に応じて連携して上記「4 重点的に取り組む事項」及び5

(1)の取組を行うほか、それぞれが特に下記の役割を担うものとする。

ア 県（本庁）

国との連絡調整を行うとともに、国及び他県における情報を収集し、関係機関・団体に対して情報提供する。

イ センター

(ア) 市町村・農業委員会・JA担当者会議を開催し、効果的な推進方策の検討などを行い、事業の円滑な推進を図る。また、地域の状況に応じて、市町村や農業委員会などが行う推進地区の掘り起こし活動を農林公社と一体となり支援する。

(イ) 地域会議の開催や事業推進に当たっては、センターの管理部、農業支援部ならびに農村整備部が連携を図るものとし、地域で5者が連携して行う取組を中心となっていく。

ウ 市町村

市町村は、地域計画の策定主体として、関係機関との連携体制や協議の場を整え、農業者等への理解の促進や円滑な運営に取り組むとともに、その取組と連動して農地中間管理事業を推進し、農地の集積・集約化を図る。

エ 農業委員会系統組織

「農地利用最適化推進活動」を実施するに当たって、農業委員会が中心となって関係機関・団体と連携し、農業委員・農地利用最適化推進委員が農用地の所有者・耕作者の農用地の利用状況、利用意向の把握を行うとともに、把握した情報をもとに農用地の出し手、受け手と調整を行うコーディネーターとして、農地中間管理事業の活用を働きかけながら、農用地の集積・集約化を進める。

また、農地中間管理事業が多くの地域で活用されるよう、県、農業会議及び農林公社の共催により農業委員・農地利用最適化推進委員向け研修会を開催する。

オ 農業協同組合系統組織

JAは、地域の話合いに参加・協力し、JAが描く地域農業の将来方向や将来の地域農業を担う人の育成・確保の観点から、助言を行うものとする。

また、JA出資型農業法人と共に、県、市町村、農業委員会、農林公社等と連携し、農地中間管理事業を活用する遊休農地の再生・活用を推進する。

カ 土地改良区

ほ場整備の実施に伴い設立された土地改良区は、事業実施に向けた合意プロセスが、担い手への農用地の集積・集約化のプロセスと類似していることから、土地改

良区の体制を活用して、農地中間管理事業の取組を推進する。

キ 農林公社

農林公社は、農地中間管理機構として事業推進体制を次のとおり整備し、関係機関と連携し、農地中間管理事業を推進する。

- (ア) 市町村（主に農業振興地域を有する）、市町村農業公社、ＪＡ、ＪＡ中央会、土地連と業務委託契約を結び、市町村毎の円滑な事業実施に向けた体制を整備する。
- (イ) 農地中間管理事業のコーディネーターを農林公社行田事務所とセンターに配置し、賃料や貸借期間の調整などの事務手続の支援を行うとともに、農地中間管理事業の推進に当たっては、センターと協力して、地域の状況に応じたきめ細かい支援活動を行う。
- (ウ) 農林公社は、農地中間管理事業を活用した担い手による組織「農地中間管理事業サポータークラブ」をはじめ、認定農業者、農業青年会議所、稲麦作経営者会議などの各種担い手組織との連携を強化し、農地中間管理事業の理解促進を図り、事業活用に結びつける。

上記の他、市町村・農業委員会・ＪＡは、事業推進担当者を定めるとともに、規模拡大や農用地の集約化の意向のある担い手の希望に沿えるように機構集積協力金等を活用するなどして、積極的に貸付農用地の掘り起しを行う。

これら推進のイメージについては、図１のとおりである。

6 遊休農地対策との連動

農林公社は、関係機関・団体と連携しながら、遊休農地解消（削除）対策事業等の補助事業の活用により、遊休農地の解消と併せて、農地中間管理事業による担い手への農用地の集積・集約化を推進する。

また、農林公社は、利用意向調査によって農地中間管理事業の活用意向が示された遊休農地や、農地法に基づき協議すべき旨の勧告を受けた遊休農地について、農用地の所有者により雑草・雑木、土石、汚染された土壌の除去等の遊休化の解消が図られることにより借受希望者への貸付けが行われると見込まれる場合には、農業委員会と連携し、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促し、農地中間管理事業の活用に結び付けるものとする。

図 1 : 推進体制（イメージ）

